

産商第 18 号

平成 29 年 8 月 31 日

株式会社高島屋

代表取締役社長 木本 茂 様

阪急不動産株式会社

代表取締役社長 諸富 隆一 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成 29 年 1 月 31 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高島屋京都店

京都市下京区四条河原町西入真町 5 2 番地

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

従来から、店舗周辺道路における駐車待ち車両の解消及び「歩くまち・京都」の実現に向けた積極的な取組を求めてきたところですが、河原町通等については、依然として交通渋滞が解消されていない状況です。

引き続き、公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制等の渋滞対策を実施することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、店舗北側は四条通を隔てて商業施設、東側は河原町通を隔てて商業施設、西側は商業施設、寺院、墓地、南側は商業施設（建設中）、マンション、寺院等が立地している。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、契約駐車場である「外車館」の営業終了に伴い、新たに「フヤ町パーキング」と契約したことによる、駐車場の位置の変更と自動車の出入口の位置の変更である。

このうち、自動車の出入口の位置の変更については、隔地の契約駐車場の位置の変更により生じたものであるが、これまでの各駐車場の利用実績や今後の利用予測を踏まえると、来店車両の出入りが周辺の地域の生活環境に及ぼす影響は少ないと判断される。

なお、駐車場の位置の変更については、全体に占める「外車館」の収容台数の比率が少なく、減少分をその他既存の隔地駐車場で収容可能であること等から、周辺地域に与える影響は変更前に比べて変化しないと認められることから、既に軽微認定を行っている。

引き続き、公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制等の渋滞対策を実施することが望まれる。